

障がい福祉サービスの重要事項説明書

ご利用者名	様
-------	---

飯山市社協ヘルパーステーション ゆきつばき

飯山市大字飯山7355番地4

電話 62-2915（飯山市社協介護保険事業） FAX 62-2920

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

サービス提供責任者

氏 名 西澤 千鶴
藤崎 まりこ
嶋田 ます美

相談窓口

障がい福祉サービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記担当者までお申し出ください。

サービス相談窓口

担当者 管理者 西澤 千鶴

苦情相談窓口

受付担当者 藤崎 まりこ
解決責任者 西澤 千鶴

虐待防止窓口

虐待防止責任者 西澤 千鶴

1. 飯山市社協ホームヘルプサービス事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション ゆきつばき
所在地	飯山市大字飯山7355番地4
事業所番号	2011300064
通常の事業の実施区域	飯山市の区域

(2) 同事業所の職員体制

	ヘルパーステーション ゆきつばき
管理者	1名
サービス提供責任者	2名以上（うち1名管理者）
訪問介護員等	10名以上

(3) 営業日・営業時間

営 業 日	年 中 無 休				
サービス提供時間	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備 考
平 日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	○	

2. 利用料金

(1) 利用料

障害福祉サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

《 料金表 ― 居宅介護 ― 》

身体介護

単位：円

利用時間	料 金	自己負担
30分未満	2,560	左表の1割
30分以上1時間未満	4,040	
1時間以上1時間30分未満	5,870	
1時間30分以上2時間未満	6,690	
2時間以上2時間30分未満	7,540	
2時間30分以上3時間未満	8,370	
3時間以上	9,210円に30分を増すごとに+830円	

家事援助

単位：円

利用時間	料 金	自己負担
30分未満	1,060	左表の1割
30分以上45分未満	1,530	
45分以上1時間未満	1,970	
1時間以上1時間15分未満	2,390	
1時間15分以上1時間30分未満	2,750	
1時間30分以上	3,110円に15分を増すごとに+350円	

利用時間	料 金	自己負担
1 時間未満	1, 8 6 0	左表の 1 割
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	2, 7 7 0	
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	3, 6 9 0	
2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	4, 6 1 0	
これ以上のお時間についてはご相談ください		

※ 当事業所は障害者総合支援法に定める福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）27.3%（重度訪問介護は除く）が上記の料金に加算されます。

※ 日中時間帯以外の加算の算定（居宅介護、重度訪問介護）

早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のサービス等利用計画に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

（2）キャンセル料

① キャンセル料は次のとおりとします。

ご利用の 2 4 時間前までにご連絡	無 料
ご利用の 1 2 時間前までにご連絡	利用料の 3 0 %
ご利用の 2 時間前までにご連絡	利用料の 5 0 %
ご利用の 2 時間前までにご連絡がなかった場合	利用料の 1 0 0 %

② 前項のキャンセル料について、社会福祉協議会長が特別な事情があると認めたとき、これを免除することができます。

3. サービス内容

（1）身体介護

- ① 食事介助
- ② 入浴介助
- ③ 排泄介助
- ④ 清 拭
- ⑤ 体位変換 等
- ⑥ 自立生活支援のための見守りの援助
その他制度に準ずる内容

（2）家事援助

- ① 買い物
- ② 調 理
- ③ 掃 除
- ④ 洗 濯 等
- ⑤ 自立生活支援のための見守りの援助
その他制度に準ずる内容

（3）その他のサービス

介護相談 等

4. 当事業所の障害福祉サービスの特徴

（1）運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービス提供に努めます。

サービス提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 緊急時の連絡先

サービス提供中に容体の変化があった場合は、事前お打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、相談支援事業所へ連絡します。

主 治 医	主 治 医 名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	
相 談 支 援 事 業 所	事 業 所 名	
	連 絡 先	

6. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所ご利用お客様相談・苦情窓口・虐待防止窓口 （表紙に記載）
当事業所に関するご相談・苦情を承ります。
- ② 第三者委員の相談窓口 （別紙ご案内に記載）
当事業所の職員に直接言えない場合は、第三者委員に申し出てください。事業所ではなく、
第三者的な立場で公平に相談を受け付けています。
- ③ 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
飯山市役所 保健福祉課 障がい福祉係 電 話 0269-62-3111
- ④ その他、苦情処理機関として長野県福祉サービス運営適正化委員会があります。
電 話 0120-28-7109

7. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会
 代表者職・氏名 会 長 山 室 茂 孝
 所在地・電話番号 飯山市大字飯山1211番地の1 0269-62-2840
 定款の目的に定めた事業・事業所数

- | | | |
|----------------|-----|-----|
| 1 居宅介護支援事業 | 1カ所 | |
| 2 訪問介護事業 | 1カ所 | |
| 3 通所介護事業 | 3カ所 | 4単位 |
| 4 短期入所生活介護事業 | 2ヶ所 | |
| 5 障害福祉サービス事業 | 1カ所 | |
| 6 その他これに付随する業務 | | |

年 月 日

障害福祉サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し
 交付しました。

事業者 名 称 社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会
 介 護 保 険 事 業 所
 所 在 地・電話番号 飯山市大字飯山7355-4 0269-62-2915
 説 明 者 所 属 飯山市社協ヘルパーステーション ゆきつばき

氏 名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から障害福祉サービスについて重要事項説明を受け同意しま
 した。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____